

「九条の会さかど」ニュース 14年10月23日 第54号

http://www.9jo.jp/sakado sakado@9jo.jp 連絡先 283-4723 (FAX 兼用) 栗原

戦跡めぐり無事終了

秋晴れの10月19日、旧陸軍坂戸飛行場の外周約8kmを一周し、陸軍軍標（飛行場の境界を示す標石）3基・弾薬庫2棟・防火水槽・防風林など15カ所の貴重な戦跡を21名の参加者で見学した。「坂戸に住んでいても坂戸飛行場のこと知らなかったのが得した気分」「戦跡がこんなに残っていて驚き」「歩き疲れるくらい飛行場の広さを実感」と眼と体で感じた学びができ、これ以上戦跡を作らせないという思いを抱いた戦跡めぐりであった。（詳しくは、次号で報告します）

市役所ロビーで戦争展

坂戸市原水協 塘永真理人

昨年の国連総会で、史上初の核軍縮に的を絞った会議が開催され、今年9月26日を「核兵器廃絶デー」とし、国際的な共同行動に初めて取り組むことが決まりました。

坂戸市原水協は、2015年核兵器不拡散条約NTP再検討会議を7ヵ月後に控えた重要な時期の取り組みになると踏まえ、毎月の69行動、3・1ビキニデー、国民平和大行進、原水爆禁止世界大会代表派遣、そして平和のための戦争展等に取り組んできました。

今年も「平和のための戦争展」を8月26・27日に市役所ロビーで開催しました。埼玉県内でも少ない庁舎内での「原爆と人間」写真パネルを中心とした展示には、来庁の際にパネルに見入る人も少なくなく、「憲法9条」を問うたシールアンケートには「守る39」「改憲2」のシールが貼られました。

市職員にも色々と協力いただき、休憩時にはパネルを見ながら「私も、はだしのゲンのDVDを持っています。頑張ってください」と声かけしてくれたりして、少なくない人達の関心の強さ感じた2日間でした。

来年は、今では少なくなったと言われる「戦争時遺留品」など、数多く展示するための努力をしたいと決意も新たにしています。

根付かせよう！ 平和の集い

末広町 石川裕一

8月17日（日）、北坂戸9条の会は、団地の集会所において「平和と憲法を語る集い」を開きました。この集いは、2006年5月にスタート致しました。

当時すでに全国では4000を超える「9条の会」が職場・各園・地域で草の根運動を繰り広げており、坂戸

でも「九条の会さかど」が発足していました。この活動に北坂戸から参加しておられた永田さんの「活動するためにも憲法をしっかりと学ぼう」との呼びかけで、「憲法の学習会」が始まったのです。

コツコツと続けた「集い」

最初は憲法学者の小林武さんの『早わかり日本国憲法』の読み合わせを2ヵ月1回のペースで続けてきました。平均7～8名の参加でした。

「憲法前文」に始まり、「第10章 最高法規」まで、3年ぐらいかけて学びました。条文を読み合わせて解釈や感想、条文に関する各人の経験など、多くの意見が出されました。

この積み重ねの中で「日本国憲法が日本のみならず世界の平和に貢献している」と同時に、私たちの暮らしを守るためにも大切なことが理解できたと思います。その後も3冊のパンフレットを学習し、今は井上ひさしさんの『二つの憲法—大日本帝国憲法と日本国憲法』を学習しています。

学習から行動へ

8月の「集い」では、最初に安倍政権の「日本を戦争をする国」にする危険な動きと状況について報告と意見交換を行ない、次に井上ひさしさんの『二つの憲法』の中の「新憲法の誕生」の読み合わせを行ないました。

ちょうど2月に行なわれた「九条の会さかど早春のつどい」での岩田行雄さんの講演を補足する語り合いとなりました。

さらに九条の会さかどで計画中の「坂戸の戦跡めぐり」など、これからは学習だけでなく宣伝活動にも積極的に取り組むことの重要さも確認して集いを終了しました。

8・15を語る歌人のつどい

元町 新井竹子

この会の1回目は1990年だった。このきっかけを作ったのは、当時すでに90歳となっていた歌人の山田あき。山田あきは坪野哲久の妻であり、第1回母親大会の実行委員をやった方であり、平和を守ることを大切に思っており、昔々には、歌人が戦争に抵抗しなかったことを恥じている方。

その山田あきが、たまたま自宅を訪問した水野昌雄とその仲間の歌人たちに言ったという。「歌人たちは平和を守る何かをやらなくていいの？」と。それではと立ち上げたのがこの「8・15を語る歌人の会」である。

戦争を語り継ぐ 子や孫の時代へ

日時 12月14日（日）13時30分から16時

会場 坂戸駅前集会施設（2階）

内容 「仙台空襲の体験を語る」須貝節子さん

9条への思いや話し合い、平和のうた、など

それが今年では24回となった。私はこの回に1回目から参加している。

24回目の今年、安倍総理により戦前に戻されそうな状況の中であり、みんなやや緊張気味であった。

今年の講演者は、翻訳家として作家でもあり今あちこちと呼ばれている池田香代子さん。

彼女の叔父は特攻兵であり靖国神社に入れられているのだということを前置きとして、「“戦争は平和” ニュースピークにご用心」と題して語った。ポイントを抜き出してみる。

- 日本では報じられていないが、アメリカの新聞は「安倍は国家主義者」だと報じている。
- 憲法は一般の法律とは違うのだから「解釈改憲」というのはやってはいけないことである。
- 8月15日は、日本だけで言っていることであり、世界的には戦争が終わった日ではない。8月14日または9月2日とすべきである。
- 靖国史観には、“新しい憲法制定”のことが記録されていない。
- 人は国のためには死ねない。“戦うのは国のため、死ぬのは友のためである”

その他色々と言われて、まとめとして「皆さんは言葉に関心のある方々であり、そういう人はザラにはいないのだから、これまで以上に言葉に敏感になって、もっと積極的に発言をしていって欲しい」

「このような時代が来ると思っていなかったが来てしまった。しかし、まだまだできることがあると思う。やりましょう」

他ではまだ語っていないこと今語るのだと、真剣であり感動的な語り口であった。218人の人が聞いた。この内容の広がり期待する。

この会らしい企画の「今こそ詠わん」は歌人たちの朗読で構成されており、それに合わせた映像も良かった。

朗読された歌のいくつかを紹介する。

目が覚めたらもう戦争にナッテいたあの日の朝へ
戻りそうです。 中本逸子

桑の実を踏みつつ通学する子らとあいさつ交わす
戦争はいやだ 三浦好博

秘密保護法は廃案にせん満州にて棄民となりし我が身
想えば 川本宏子

戦争するってどんなこと？

伊豆の山 川瀬渉貫

「合法的に暴力を使う権利を独占しようとしている組織である」というのが近代国家の定義のひとつです。その近代国家が合法的に持つ暴力は3つあります。警察権と刑罰権と交戦権です。

警察官が凶悪犯を捕まえるため、その任務としてピストルで狙って撃っても犯罪にはならず合法です。また、有罪判決が出た人を刑務所に長期間監禁したり、国によっては日本のように死刑に処しても殺人にはなりません。

3つ目の交戦権とは、国が戦場で人を殺し、財産を

破壊する権利です。

ただし日本では、憲法9条に「国の交戦権は、これを認めない」と書いてあります。すなわち、日本は合法的に戦争することはできません。

現在までのところ戦後69年間、保守政権は軍事力復活勢力として自然権としての自衛権があると言いながら、興味深いことに、なぜいままで戦争していないのか？ 言っていることとは違って政府は現実には交戦権がないように行動してきたように見受けられます。

交戦権がないのに自衛隊を持っている。鉄砲、ロケット、ミサイル、戦車、戦闘機、爆弾、弾丸…そのほか戦争に必要な装備品を持っている。自衛隊員は人を殺す訓練も受けている。海外にも派遣されるけれども、軍事行動には参加できない。

この矛盾を解決するには、2つの解決法があります。ひとつは戦争が出来るように憲法を変えること。「交戦権を認める」憲法に変えれば合法的に戦争できる。

もうひとつは、徹底的に憲法9条を実現すること。自衛隊をなくし、日本国内にある米軍の基地もなくす。

しかし、両方とも口で言うほど簡単ではありません。このジレンマの中から、最近3つ目が出てきました。憲法9条を無視すること。「解釈改憲」と言われる方法です。つまり、「戦争を永久に放棄する」という言葉を「戦争はできる」と「解釈」しようというものです。

——以上は、表題のとおり題名をつけた本の頭のほうをちょっとつまんで紹介してみたものです。

そうです。『戦争するってどんなこと？』という本ですが、「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定から1週間後の7月9日に、平凡社から「中学生の質問箱シリーズ第4弾」として発行されています。平凡社の編集部員が、米海兵隊の猛者であったC・ダグラス・ラミス氏に数日間かけて行なったインタビューを文章にまとめたものです。(定価1,400円税別)

〔C・ダグラス・ラミス氏の略歴〕

1936年サンフランシスコ生まれ。米海兵隊の奨学金で学んだカリフォルニア大学バークレー校卒業。1958年海兵隊入隊、1960年海兵隊員として沖縄に駐留、1961年に除隊。1980年～2000年津田塾大学教授。以後沖縄に拠点を移し沖縄国際大学で教えるほか、執筆や講演などの活動。

同氏は、巻末の「おわりに」の中で次のようなこと言っています。日本の戦争をしない「戦後時代」は終わり、別の時代に入り若者の将来も変わるだろう。平和憲法下の70年間には、若い人は自分の将来を考えたとき「戦争になったらぼく／わたしはどうなるだろう」とあまり考える必要はなかったが、新しい時代を迎えてそれを考えざるを得なくなるでしょう、と。(2014年敬老の日に)

.....
今後の運営委員会(会員なら誰でも参加できます)

11月27日(木)10時～12時、12月25日(木)10時～12時

北坂戸出張所内「坂戸市市民活動交流フロア」会議室
(溝端公園に面した「埼玉りそな銀行の看板」が目印)